



2015 2

大阪自動車整備健康保険組合 保健師からのお手紙



平素より健康保険組合の保健事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、1月31日で無事『OJKウォーキングキャンペーン2014』が終了しました。現在、結果をまとめているところですので詳細は次号にてご報告いたします。また、『減量プログラム』については、6事業所より申し込みがあり実施中です。健康管理委員の皆さまには、ご協力いただき感謝いたします。ありがとうございました。今月号では、厚生労働省からの新しい情報をご紹介します。ご参考にしてください。

厚生労働省から～

労働安全衛生法が改正

2014年6月に労働安全衛生法が改正されました。今回の改正では、労働災害の未然防止策として、次の6項目が6月25日より半年～2年以内にそれぞれ施行されることになっています。

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ① 特別規則の対象となっていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、リスクアセスメントの実施を義務化。
- ② 労働者のストレス状況把握のため、ストレスチェック制度を創設。
- ③ 職場における受動喫煙防止対策を努力義務化。
- ④ 重大な災害を繰り返し発生させた企業への指導を行い、従わない場合は企業名を公表。
- ⑤ 危険性が高い機械の製造時に受ける労働安全衛生法に基づく登録検査等を、外国の検定機関でも受けられることとする。
- ⑥ 建設物または機械等を新設する場合の事前の計画の届出を廃止。「電動ファン付き呼吸用保護具」を型式検定および譲渡時の制限の対象に追加。

詳細

②ストレスチェック制度の創設について

○労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付け。

ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。

○ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

<背景>

精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加

21年度：234⇒ 22年度：308⇒ 23年度：325⇒ 24年度：475

詳細

③職場における受動喫煙防止対策を努力義務化。について

○受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

○受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の促進等の必要な援助に努めるものとする。

<国による支援措置の概要>

- ・受動喫煙防止対策助成金
- ・受動喫煙対策に関する無料相談窓口
- ・たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

添付資料をご参照ください。

<ご質問・お問い合わせ先>

〒542-0066

大阪市中央区瓦屋町2丁目11番16号

TEL 06-6762-6371 FAX 06-6763-1800

大阪自動車整備健康保険組合 医療費適正化対策室

保健師 中村 千賀

※相談開設日：火・水曜日

